

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：土木費 項：住宅費 目：住宅総務費

事業名 空家等相談窓口設置事業補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

都市建築部 住宅課 空家対策推進係 電話番号：058-272-8693

E-mail：c11659@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 3,173千円(前年度予算額 3,173千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	3,173	1,427	0	0	0	0	0	0	1,746
要求額	3,173	1,427	0	0	0	0	0	0	1,746
決定額	3,173	1,427	0	0	0	0	0	0	1,746

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

近年、全国的に空き家が増加傾向にあり、適正に管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼす事例が発生している。

本県においても、今後は世帯数が減少に転ずることが見込まれる中、空き家は今後も増加すると想定されており、県においても市町村の取組を支援する体制を整備する必要がある。

空き家等管理が不十分な建築物の増加によって生じる諸問題に総合的に対応し、県民が安心して暮らせる住環境を確保するため、H26年度に関係団体や市町村と空家等対策協議会を設置した。引き続き、連携を図りながら必要な対策を実施していく。

【参考】 県内空家率：15.6%(全国13.6%)

※H30年住宅・土地統計調査

(2) 事業内容

○空家等相談窓口設置事業補助金 3,173千円

空き家等の所有者や空き家入居希望者等に対する相談窓口を設置して

いる住宅供給公社に対する補助を実施する。

(3) 県負担・補助率の考え方

○空家等相談窓口設置事業補助金

一般財源：55%、国庫支出金（社会資本整備総合交付金）：45%

(4) 類似事業の有無

無し

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	3,173	相談窓口設置事業補助金
合計	3,173	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 国・他県の状況

国土交通省は、空家対策の推進に関する特別措置法が施行後5年経過したことから見直しを検討しており、今後も空き家対策における措置を推進する方向である。

県単独補助金事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

補助事業名	空家等相談窓口設置事業補助金
補助事業者（団体）	岐阜県住宅供給公社 （理由）所有者等が安心して相談できるよう公平かつ中立的な相談窓口が求められる。一方、専門性が高く、県では対応が困難である。このため、調整の結果、県の住宅政策の実施機関である住宅供給公社が代表窓口となり、平成26年度から事業を実施しているため。
補助事業の概要	（目的）空き家所有者等に対する相談事業の実施 （内容）相談窓口の運営経費等に対する支援
補助率・補助単価等	定額・ <u>定率</u> ・その他（例：人件費相当額） （必要経費の10/10） （理由）公平かつ中立的な立場で対応し、相談内容が関係民間団体に所属する相談員自らの利益につながることはないことから、補助率100%とする。
補助効果	空家等相談事業の継続的な実施
終期の設定	終期 令和4年度 （理由）空家等対策の推進に関する特別措置法が施行後5年を経過した場合に必要な応じて見直すこととなっているため、法律の見直しに合わせて事業を見直す。

（事業目標）

- ・ 終期までに何をどのような状態にしたいのか
相談事業の実施主体を確立し、継続的に自立的運営を図れる体制を構築する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (H26年度末)	目標 (R3年度末)	目標 (終期)
① 相談件数	39件	100件	100件

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度 (要求)
補助金交付実績	2,900千円	2,900千円	3,340千円	(予算額) 3,173千円	(要求額) 3,173千円
指標①目標	100件	100件	100件	100件	100件
指標①実績	150件	122件	93件	(推計値) 100件	(推計値) 100件
指標①達成率	150%	122%	93%	(推計値) 100%	(推計値) 100%

(前年度の成果)

R元年度の空き家等相談窓口における相談実績 93件

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

相談実績の向上を図るため、相談窓口の周知、PRの強化及び市町村や関係団体等との連携

(事業の評価)

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か）

○：必要性が高い △：必要性が低い

(評価) 空き家が増加傾向にある中、空き家の適正管理等を図るため空き家所有者等に対する相談事業の実施は必要。
○

・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか）

○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている

△：まだ期待どおりの成果が得られていない

(評価) 相談実績はR1で93件あり、期待通りの成果が上がっている。
○

・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか）

○：効率化は図られている △：向上の余地がある

(評価) 相談窓口事業に係る体制整備など専門分野である民間団体と連携を図ることにより、計画的に事業実施を進めることができた。
○

(事業の見直し検討)

今後、相談事業の実施主体の確立や継続的に自立的運営を図れる体制の構築等について検討を行っていく。

(終期到来時の翌年度以降の事業方針)

継続・削減・統合・廃止

(理由) 相談事業の実施主体を確立し、継続的に自立的運営を図れる体制を構築する必要があるため。